

ひとり親家庭のしおり

—ひとり親家庭、寡婦のみなさまへ—

鳥取県ではひとり親家庭や寡婦の方を支援するための相談窓口や各種助成制度を設けています。制度の詳しい内容などは、お住まいの地域の相談窓口にお気軽にお問い合わせください。

ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、死別・離別等により配偶者のない女子（男子）が、20歳未満の子どもを扶養している家庭（母子・父子家庭）をいいます。

寡婦とは、かつて、母子家庭の母であった方で、現在、お子さんが成人し、かつ、配偶者のいない状況にある方をいいます。

困ったときの相談は

福祉事務所	福祉の総合相談窓口 県総合事務所福祉保健局（東部・中部・西部・日野）、市福祉事務所（4市）	西部総合事務所福祉保健局 0859-31-9308 日野総合事務所福祉保健局 0859-72-2034 米子市福祉事務所 0859-23-5176 境港市福祉事務所 0859-47-1077
児童相談所	児童の養育に関するあらゆる相談 鳥取市、倉吉市、米子市にあります。	米子児童相談所 0859-33-1471
保健所	児童の健康に関する相談、身体に障害のある児童の療育に関する相談など	西部総合事務所福祉保健局 0859-31-9318（健康増進係） 日野総合事務所福祉保健局 0859-72-2036（指導係）
市町村保健センター	児童の健康に関する相談、身体に障害のある児童の療育に関する相談など	市町村役場におたずねください。
民生・児童委員	地域の実情に通じた民間の奉仕者で、生活や児童及び家庭の問題に関する相談	市福祉事務所又は町村役場におたずねください。
地域子育て支援センター	家庭の育児不安などに関する相談・指導	市福祉事務所又は町村役場におたずねください。
母子自立支援員	・母子（父子）家庭・寡婦の方からの相談 ・専門的に解決を要する法律相談の窓口 →弁護士等の専門家による相談事業を利用 ※母子家庭・寡婦のみ	西部総合事務所福祉保健局 0859-31-9308 日野総合事務所福祉保健局 0859-72-2034 米子市福祉事務所 0859-23-5135 境港市福祉事務所 0859-47-1077
ひとり親家庭福祉推進員 (ひとり親家庭アドバイザー)	・ひとり親家庭、寡婦の方の身近な相談窓口 ・母子自立支援員等と連携して、子育てや自立を支援	(財)鳥取県連合母子会 (0857-59-6344) 又は県福祉保健局におたずねください。
家庭相談員	児童の養育に関するあらゆる相談	米子児童相談所 0859-33-1471 米子市家庭児童相談室 0859-23-5176・5138 境港市家庭児童相談室 0859-47-1077
鳥取県教育センター	・不登校、いじめ、発達の遅れ等に関する相談 ・学校生活や家庭生活での悩み等に関する相談	電話相談 0857-31-3956 (月～土 8:30～20:00)

鳥取県西部総合事務所福祉保健局
福祉支援課 母子高齢者係
(電話：0859-31-9308)

児童扶養手当などの手当・年金

		母子 寡婦 父子			
児童扶養手当	18歳未満の児童を養育している母子家庭の母等に手当が支給されます。所得制限あり。また、公的年金を受ける資格がある場合等は支給されません。 (全部支給の場合) 児童1人のとき 41,720円 児童2人のとき 46,720円 児童3人以上 1人につき3,000円加算 ※一部支給は所得に応じて月額41,710円から9,850円まで10円きざみの額	市町村役場	○		
児童手当	小学校6年生修了前の児童を養育している人に手当が支給されます。所得制限あり。 支給額…第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 (※3歳未満…第1子、2子とも各10,000円) 支給時期…2、6、10月(それぞれの前月分までが支給される)	市町村役場 ※公務員は各任命権者	○		○
遺族年金	①遺族基礎年金 国民年金に加入していた夫が死亡したとき、その夫によって生計を維持されていた妻や子供に遺族基礎年金が支給されます。	市町村役場	○		
	②遺族厚生年金 厚生年金保険に加入していた夫が死亡したときは、遺族基礎年金に上乗せて、遺族厚生年金が支給されます。	社会保険事務所	○	○	

母子寡婦福祉資金などの貸付

		母子 寡婦 父子			
母子寡婦福祉資金	母子世帯や寡婦の方の生活の安定と向上のため、低利又は無利子で借りることができます。 (詳しくは、福祉事務所におたずねください) ①事業開始資金(無利子) ②事業継続資金(無利子) ③修学資金(無利子) ④技能習得資金(無利子) ⑤修業資金(無利子) ⑥就職支度資金(無利子) ⑦医療介護資金(無利子) ⑧生活資金(1%) ⑨住宅資金(1%) ⑩転宅資金(1%) ⑪就学支度資金(無利子) ⑫結婚資金(1%) ⑬特例児童扶養資金(無利子) ※1%の資金については、本来年3%の利子ですが、鳥取県独自で利子補給を行っているため、年1%となっています。	福祉事務所	○	○	
生活福祉資金	収入の少ない家庭や心身に障害のある方の経済的自立をお手伝いし、安定した生活の確保と福祉の向上を図るため、低利または無利子で借りることができます。 (詳しくは、民生児童委員又は社会福祉協議会におたずねください) ①更生資金(生業費、技能習得費 各1%) ②福祉資金(1%) ③住宅資金(1%) ④修学資金(修学費、就学支度金 各無利子) ⑤療養・介護資金(無利子) ⑥緊急小口資金(3%) ⑦災害援護資金(1%) ⑧離職者支援資金(1%) ※1%の資金については、本来年3%の利子ですが、鳥取県独自で利子補給を行っているため、年1%となっています。 ※母子、寡婦の場合は、母子寡婦福祉資金の貸付の方が優先します。	市町村社会福祉協議会 民生児童委員	△	△	○
母子寡婦福祉小口資金貸付金	一時的に生活資金が必要なときに、借りることができます。 ※市町村によって対象等、取り扱いが異なります。詳しくは、母子会、市町村役場にお尋ねください。	市町村役場 市町村母子会	○	○	△

修学について

		母子 寡婦 父子			
高等学校授業料減免制度	高等学校に在学する生徒で、経済的あるいはその他の理由により授業料を納めることが困難であると認められる人に授業料を減免する制度があります。(在学する学校の先生に相談してください。)	高等学校	○		○
ひとり親家庭助成事業	ひとり親家庭のお子さんが小学校及び中学校に入学する際に支度金(1万円)が支給されます。(所得制限あり)	市町村役場	○		○
災害遺児手当助成事業	災害、事故などにより、児童の養育者が死亡、重度障がいとなった義務教育終了前の災害遺児に、一人当月額2,000円が支給されます。(ただし、所得税非課税世帯に限られます)	市町村役場	○		○

就労支援について

		母子	寡婦	父子	
無料職業紹介	県福祉事務所の母子自立支援員が、就労を希望する方のご相談をお受けします。 ・求人情報の提供や企業のあっせんなど	県総合事務所 福祉保健局	○	○	○
職場体験研修	求職中の「ひとり親家庭」、「寡婦」及び「DV被害者」の方を対象として、1ヶ月程度の職場体験研修を行います。 ・受講者には奨励金（1日当たり4,912円）が支給されます。	県総合事務所 福祉保健局	○	○	○
就業支援講習会	就労に有利な知識・技能を習得するための講習会を開催します。 ・H19年度…パソコン講座開催（県東中西部、各初級・中級講座）	市町村役場	○	○	
母子家庭自立支援給付金事業	①自立支援教育訓練給付金 ホームヘルパー講座など指定された教育訓練講座（雇用保険制度の指定講座など）を受講する場合に給付金（受講経費の40%）が支給されます。（所得制限あり） ②高等技能訓練促進費給付金 看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間給付金（修業期間の最後1/3の期間、月額10万3千円）が支給されます。（所得制限あり） (注) 市部にお住まいの方については、制度の取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、お住まいの市福祉事務所にご確認ください。	福祉事務所	○		
公共職業訓練の優先受入れ	公共職業訓練の受講を希望される場合、優先的に受け入れます。 また、公共職業安定所長の受講指示により公共の職業訓練（県又は雇用・能力開発機構が実施）や職場適応訓練を受ける場合、訓練手当が支給されます。	ハローワーク	○		

子育て支援について

		母子	寡婦	父子
子育ての悩み	①児童相談所 児童の養育に関するさまざまな問題の相談に応じる専門機関です。 ②家庭相談員 各児童相談所及び各市福祉事務所に配置され、児童の養育に関するあらゆる相談に応じ、問題解決のためのお手伝いやアドバイスをしています。 ③保健所・市町村保健センター 児童の健康診査、健康に関する相談、保健指導、身体に障害のある児童の療育に関する相談などを行っています。 ④児童委員 児童の福祉に関する民間の奉仕者で、児童や家庭の問題の相談に応じてくれます。 ⑤地域子育て支援センター 指定された保育所において、子育てをしている家庭の育児不安などについて、相談・指導を行っています。 ⑥教育センターによる電話相談 ・不登校、いじめ、発達の遅れ等に関する相談 ・学校生活や家庭生活での悩み等に関する相談		○	○
保育所	昼間働いていたり、病気や介護などの理由、子どもの保育ができないときに、保護者に代わって、お子さんを保育します。 (詳しくは、市町村役場にお尋ねください)	市町村役場	○	○
子育て支援 短期入所事業	①ショートステイ 保護者が、入院などにより家庭での養育が一時的に困難なときに乳児院または児童養護施設で一時的に（7日以内）お子さんをお預かりします。※所得に応じ費用負担があります。 ②トワイライトステイ 保護者が、仕事などの理由で夜間に不在となり子どもの養育が困難となった場合、保護者が帰宅するまでの間、施設で夕食を提供し、保育します。※所得に応じ費用負担があります。	市町村役場	○	○

その他の生活支援

		母子	寡婦	父子	
ひとり親家庭等 情報提供事業	希望者のパソコンや携帯電話へメールマガジンを配信し、ひとり親家庭支援等に係る情報提供を行います。 ・実施主体：財団法人 鳥取県連合母子会 ○登録方法…次のあて先にメールを送付して登録してください。 あて先：hitorioya@tottori-wel.or.jp →記載事項：性別、お住まいの市町村、お子さんの年代 ◆ホームページは → http://www.tottori-wel.or.jp/hitorioya/ ◆携帯サイトは → http://ns.tottori-wel.or.jp/hitorioya/i-mode/index.html	(財) 県連合母子会	○	○	○
日常生活支援事業	一時的な病気や技能習得のための通学、冠婚葬祭などで日常の家事やお子さんの保育などが困難になった場合、家庭生活支援員を派遣し、家事、介護、保育サービスなどの支援を行います。 ・派遣を受けるには事前の登録が必要 ・所得に応じて0～2割の自己負担あり	市町村役場 (財) 県連合母子会	○	○	○
ひとり親家庭医療 費助成（特別医療 費助成事業）	ひとり親家庭の18歳未満のお子さんと母（又は父）の医療費を助成します。 患者負担額：入院：1,200円/日・通院：530円/日（所得制限あり）。	市町村役場	○		○
母子生活支援 施設など	①母子生活支援施設 対象：母子 ・生活が不安定であったり、住宅事情などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設 ・母子生活支援施設では、指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。	福祉事務所	○		
	②乳児院・児童養護施設 ・保護者のいない子どもや家庭の事情で子どもを育てられないときに、親に代わって子どもを養育する施設	米子児童相談所	○		○
	③里親制度 ・さまざまな事情により家庭で養育できない子どもを、里親が家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で養育する制度	米子児童相談所	○		○
県営住宅の優先 入居制度	ひとり親世帯等を優先して県営住宅の入居者を募集します。 (所得制限あり)	西部総合事務所 生活環境局 建築住宅課	○		○
税の減免等	①税の減免 ・ひとり親家庭の方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに、寡婦（夫）控除の適用が受けられる場合があります。（詳しくは、市町村役場税務課にお尋ねください）	市町村役場 (税務課)	○	○	○
	②非課税貯蓄制度（マル優） 対象：母子 児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている方は、証書を添えて金融機関に申し出ると、元金350万円までの預貯金利子が非課税になります。	金融機関	○		
	③JR定期乗車券の割引制度 対象：母子、生活保護世帯 児童扶養手当を受けている母子家庭や生活保護を受けている方はJR通勤定期乗車券が3割引きになります。 ※ 居住地の市町村で「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けておくことが必要	JR	○		
母子会	ひとり親家庭等の福祉の向上のため、親子交流事業や相談事業などの活動を行っています。会員外の方もご利用いただけます。 (問い合わせ先) 鳥取県連合母子会 電話 0857-59-6344 (事務局) 米子市連合母子会 電話 0859-34-4071 (会長宅) 境港市連合母子会 電話 0859-44-2468 (会長宅) 西伯郡連合母子会 電話 0859-54-3796 (事務局) 日野郡連合母子会 電話 0859-75-2942 (事務局) ※父子の方は、母子会にお問い合わせください。	母子会	○	○	△

(参考)

平成19年度母子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

平成19年4月以降運用

資金種別	貸付金の限度額 (円)							据置期間	償還期間 (据置期間経過後)	利子(年)	備考		
事業開始	個人	2,830,000						貸付日から1年間	7年以内	無利子	事業計画書等 (見積書等添付)		
事業継続	個人	1,420,000						貸付日から6か月間	7年以内	無利子	同上		
修学	一般	高校専修 (専門)	国公立	自宅	18,000	18,000	18,000					卒業後 6か月間 20年以内 無利子 入学試験合格証明書等	
			国公立	自費	23,000	23,000	23,000						
		私立	自宅	30,000	30,000	30,000							
			自費	35,000	35,000	35,000							
		高専	国公立	自宅	21,000	21,000	21,000	44,000	44,000				
				自費	22,500	22,500	22,500	50,000	50,000				
			私立	自宅	32,000	32,000	32,000	52,000	52,000				
				自費	35,000	35,000	35,000	59,000	59,000				
		短大専修 (専門)	国公立	自宅	45,000	45,000							
				自費	51,000	51,000							
			私立	自宅	53,000	53,000							
				自費	60,000	60,000							
		大学	国公立	自宅	45,000	45,000	44,000	44,000					
				自費	51,000	51,000	50,000	50,000					
			私立	自宅	54,000	54,000	53,000	53,000					
自費	64,000			64,000	63,000	63,000							
専修 (一般)			29,000	29,000				5年以内					
技能習得	3年以内 月額 50,000 入学時や年度初め等に必要額が月額を越える場合 600,000 (自動車運転免許取得 460,000)							習得期間満了後 1年間	10年以内	無利子	技能習得証明書等		
修業	3年以内 月額 50,000 (高校3年在学時に就職を希望する児童が、 自動車運転免許取得 460,000)							習得期間満了後 1年間	8年以内	無利子	修業証明書等		
就職支度	100,000 通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合 320,000 (うち自動車購入 220,000)							貸付日から1年間	6年以内	無利子	就職決定書等		
医療介護	[医療] 340,000 特別の場合 480,000 [介護] 500,000							医療介護期間満了後 6か月間	5年以内	無利子	認定診断書、介護サービスの利用負担額等のわかるもの等		
生活	[一般] 月額 103,000 生計中心者以外の者 月額 69,000 [技能] 月額 141,000 ・母子になって7年未満の者 (生活安定期間) 合計 2,400,000を限度 ・生活安定期間中における養育費取得のための裁判費用 1,236,000を限度							知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定貸付期間若しくは失業貸付期間満了後6か月間	・技能習得 10年以内 ・医療介護 5年以内 ・生活安定 8年以内 ・失業 5年以内	3% ・医療介護、技能習得と併用は無利子 ・生活安定貸付は月額2万(合計48万)までは無利子 ・養育費貸付は24万までは無利子	・失業:公共職業安定所長が交付する受給資格者証		
住宅	1,500,000 特別の場合 2,000,000							貸付日から6か月間	6年以内 7年以内	3%	住宅補修計画書等 (平面図等添付)		
転宅	260,000							貸付日から6か月間	3年以内	3%	転宅証明書等		
就学支度	小学校	39,500									卒業後 6か月間 就学 20年以内 鳥取県は5年以内 修業施設は5年以内 無利子 入学試験合格証明書等 (小・中については所得税非課税であることを証明する書面)		
		中学校	46,100										
	高校・高専・専修		自宅通学	75,000									
		自宅外通学	85,000										
	私立の高校・専修 (高等)	自宅通学	410,000										
		自宅外通学	420,000										
		自宅通学	370,000										
		自宅外通学	380,000										
	短大・大学 専修 (専門)	国公立	370,000										
		私立	自宅通学	580,000									
		自宅外通学	590,000										
修業施設	自宅通所	90,000											
	自宅外通所	100,000											
結婚	結婚する子1人につき 300,000							貸付日から6か月間	5年以内	3%	婚姻証明書等		
特別児童扶養 (H19.7限り)	対象:平成14年7月に児童扶養手当を受給しており、8月以降の受給額が減額となる者 (金額停止を除く) 限度額:減額分の月額の差額 ※貸付総額が5万円になるまでは、保証人を猶子できる							貸付期間満了又は義務教育終了後1年間	10年以内	無利子	H14年7月分の児童扶養手当受給額を精算できる書類、児童扶養手当証書及び児童扶養手当支給停止通知書の写し		
特別加算	修学、修業資金だけ 児童扶養手当の額							各資金で定めるとおり					

共通添付書類 1 申請書 2 申請者資格証明書 3 戸籍簿又は抄本
 ※有利子のうち、平成13年度以降の新規貸付者については、3%のうち2%を鳥取県が利子補給している。